

## 千早赤阪村社会福祉協議会善意銀行助成事業実施要綱

### 第1 趣旨

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会(以下「村社協」という。)は、善意銀行助成事業として、この要綱の定めるところにより、地域福祉活動を実施する団体に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、住民福祉の向上に寄与するものとする。

### 第2 助成対象事業等

1. 善意銀行助成対象事業は、住民が自主的に行う次の地域福祉活動とする。

- (1) 地域サロン(設置・運営)事業
- (2) ひとり暮らし高齢者等訪問事業
- (3) 買い物困難者支援(買い物代行・送迎等)事業
- (4) 各種施設(病院・いきいきサロン等)送迎支援事業
- (5) 防災、減災対策ソフト事業
- (6) 生活支援活動事業(ゴミ出し・清掃等)
- (7) その他、地域福祉を推進する事業

ただし、善意銀行助成事業として趣旨に合わないもの及び効果が期待できないものは助成対象外とする。

(例、地区の既存事業(祭り行事等)、地区の親睦旅行についても対象外とする。)

2. 賃金(謝礼は含まない)、備品購入費(1件10万円以上)、委託費、負担金、補助金は助成対象外経費とする。また、食糧費及びバス代、他の補助金等の財源を伴う事業は対象外とする。

3. 助成対象事業は、当該年度中に実施、完了する事業とする。

### 第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、地区(自治会)または地区福祉委員会とする。

### 第4 助成金

1. 助成金は善意銀行を活用し交付する。なお、助成の額は1団体につき年間5万円以内、助成の率は事業費(利用料等の収入は除く。)の10分の8以内とする。
2. 助成金を交付するために善意銀行から取り崩す額は年間50万円以内とし、予算の範囲内で助成額を決定する。
3. 前2項に定める助成の額及び助成の率並びに取り崩し額について、特に必要があると認めるときは、理事会において協議し変更することができる。

### 第5 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする団体(以下「実施団体」という。)は、事業の実施にかかる要領等を策定し、村社協が年度毎に定める実施要領に基づいて善意銀行助成事業申請書(様式第1号)を事業毎に村社協会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

## 第6 助成金の交付決定

1. 会長は、実施団体から善意銀行助成事業申請書を受理し内容を確認したうえで、理事会に諮り、助成の対象事業及び助成額を決定し善意銀行助成事業交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
2. 災害時など村内で重大な被害が発生しており、緊急を要しかつ、善意銀行を活用し事業を実施する場合においては、第1項に規定される理事会に諮ることを省略し、会長の判断により承認し、通知するものとする。  
ただし、この場合においては後日理事会において事後報告を行うものとする。

## 第7 事業内容の変更

1. 実施団体は助成金の交付決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、会長に善意銀行助成事業変更申請書(様式第3号)を提出するものとする。ただし、物品の型番変更などの軽微な変更についてはこの限りではない。
2. 会長は前項の変更を承認した場合、善意銀行助成事業変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

## 第8 助成金の交付

1. 実施団体は助成事業終了後、別に定める期間内に善意銀行助成事業実績報告書(様式第5号)を事業毎に作成し、必要書類(証憑書類)を添え会長に提出するものとする。
2. 会長は善意銀行助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し善意銀行助成事業助成金確定通知書(様式第6号)により通知し、実施団体の請求書(様式7号)に基づき交付するものとする。

## 第9 損害賠償責任

当該助成事業の実施に関し第三者等に損害を及ぼした場合、その損害は実施団体が賠償するものとする。

## 第10 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は令和3年4月1日から施行する。